

## 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画改定について（案）

○現計画の計画期間が平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 5 年間となっていることから、計画期間の満了に伴い、所要の見直しを行う。

○見直しは、琵琶湖レジャー利用の適正化に向けた取組をさらに進めるという観点から、基本計画の進捗状況について点検・検討を行い、その結果を踏まえ所要の見直しを行う。

○改定後の計画は、令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とする。

○基本計画の改定は、今年度を目途に行うこととする。